

[各論V] 2022 (令和4) 年度の地方財政

星野 泉

明治大学政治経済学部教授

2021年8月総務省発表の「令和4年度の地方財政の課題」では、感染症への対応とともに活力ある地域社会の実現等重要課題への対応、前年度地方財政計画の一般財源総額水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しつつ臨時財政対策債の発行抑制、デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化をあげており、この方向に沿った地方財政計画となった。

2022年度の地方財政計画 (通常収支分)から

地方財政計画の規模は90兆5,700億円程度(前年度比+7,600億円程度、+0.9%程度)、地方一般歳出75兆8,500億円程度(同+4,500億円程度、+0.6%程度)となった(図表2参照)。一般財源総額は水準超経費を除く交付団体ベースで62兆135億円(同+203億円、+0.0%)、水準超経費を含めると63兆8,635億円(同+7,203億円、+1.1%)である。地方交付税の総額は18兆538億円(同+6,153億円、+3.5%)、地方税は、41兆2,305億円(同+3兆1,503億円、+8.3%)、地方譲与税を含めると43兆8,283億円(同+3兆9,262億円、+9.8%)と大幅な増加となる。

2018年度の16兆円から4年連続で増加した地方交付税についてみよう。一般会計から支出される地方交付税は15兆6,558億円である。地方交付税の法定率分のうち、国税4税(所得税・法人

税・酒税・消費税)から15兆9,314億円、ここから国税減額補正精算分等2,910億円を差し引くと地方交付税の法定率分等が15兆6,404億円となる。ここに一般会計における加算措置(既往法定分)として154億円が加算される。2022年度の加算予定額は2,310億円であったが、154億円以外の2,156億円については、27年度以降に加算すべく、加算時期が調整された。

交付税特別会計から支出される地方交付税は2兆3,980億円。これは、地方法人税の法定率分1兆7,127億円から昨年度は停止されていた交付税特別会計借入金償還額5,000億円、交付税特別会計借入金支払利子709億円を差し引いたうえで、前年度繰越金1兆2,561億円と返還金1億円を加算することによった。借入金の償還計画は償還計画見直しにより2022年度から24年度まで各年度5,000億円の償還を行うこととされた。合わせて地方交付税は18兆538億円となる。

税収の伸びにより、地方財源不足は前年度の10兆1,222億円から2兆5,559億円へ、7兆5,664億円もの大幅減少となった。折半対象財源不足は前年度3兆4,338億円から皆減となり、臨時財政対策債は5兆4,796億円から1兆7,805億円へと3兆6,992億円の減少となる。年度末残高としても55兆2,877億円から53兆1,734億円へ、2兆1,143億円縮小する。臨時財政対策債はリーマンショックの影響を受けた2010年度7.7兆円をピークに、昨年度を除き概ね減少傾向にあつ

図表1 現行法人事業税の課税方式

	ガス供給業	その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)		その他の事業 (資本金1億円以上の普通法人)		
課税標準	収入金額	所得割		付加価値割、資本割、所得割		
税率	1.0%	800万円超	7.0%	付加価値割	1.2%	
				資本割	0.5%	
		800万円以下 400万円超	5.3%	所得割	800万円超	1.0%
		400万円以下	3.5%		800万円以下 400万円超	0.7%
					400万円以下	0.4%

たが、本年度は発行額1.8兆円、昨年度より3.7兆円、一昨年度と比べても1.3兆円減と減少幅は大幅なものとなった。この間、地方交付税法定率分は9.6兆円(2010年度)から17.6兆円へと増加しているものの、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は24.6兆円から19.8兆円へと減少している。

本年度の地方税制改正

2022年度税制改正の大綱(昨年12月24日閣議決定)のうち、地方税関係の概要は次のようになる。

固定資産税は、景気回復のための激変緩和措置として、土地に係る固定資産税の負担調整措置を本年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行5%)とする。住宅用地、農地等は現行どおりで、都市計画税についても、同様の措置を講ずる。

法人事業税については、国税の法人税における賃上げ促進税制の効果を付加価値割に反映させる。継続雇用者給与等支給額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する。2年間の時限措置となる。

大法人に対する所得割の軽減税率の見直しとして、資本金1億円超外形標準課税対象法人の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%(特別法人事業税を含んだ場合

3.6%)とする。

ガス供給業に係る収入金額課税が見直しされる(図表1参照)。導管部門の法的分離の対象となる法人等について一定の代替財源を確保しつつ、製造・小売事業に係る課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れるものとなる。それ以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様となる。すでに2020年度に、同じく収入金額課税であった電気供給業に係る法人事業税について、発電・小売電気事業に係る課税方式が見直されている。この際、発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しが行われ、8割は収入割、2割が資本金に応じて外形標準課税や所得割が適用されている。これを、ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準にも広げたもので、「課税の公平性」を確立すべく、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるというものである。ガス供給業の課税標準は、地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされてきた。しかし、大口需要に対する自由化範囲が拡大され、2017年4月からは小口も含めて全面自由化されるとともに、LPG、灯油、オール電化住宅の普及等、エネルギー間競争となっている。事業税の価格転嫁が難しくなったことに対応したものとされる。('電気・ガス供給業に対する法人事業

税の課税方式の見直しについて」資源エネルギー庁、2019年12月26日)

住宅ローン控除に関し、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。この措置による減収額については、全額国費で補填する。

地域社会の再構築に向けて

本年度も、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、引き続き「地域デジタル社会推進費」が計上される。事業費は昨年度と同額の2,000億円。普通交付税の臨時費目として地方交付税措置され、道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度となる。「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた本年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用する。高齢者など多くの住民がデジタル社会の恩恵を実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化、デジタル技術を活用した安心・安全の確保、デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進、中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援等が対象とされる。

公共施設等の適正管理の推進については、「公共施設等適正管理推進事業費」について対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長する。事業期間は2022年度～26年度（「脱炭素化事業」は～25年度）で、事業費5,800億円（昨年度4,800億円）。対象事業の拡充として、「長寿命化事業」（公共用建物を施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業、社会基盤施設を所管省庁が示す管理方針に基づき実施される一定規模以下の事業）では、空港施設、ダムが追加されるとともに、「脱炭素化事業」（地球温暖化対策計画において、地

方団体が率先的に取り組むこととされている事業）が追加される。地方財政措置は公共施設等適正管理推進事業債について、90%の充当率で財政力に応じて30～50%の交付税措置率となる。脱炭素化は、地球温暖化対策計画において地方団体が率先的に取り組むこととされている太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入といった地方単独事業で、事業費1,000億円となる。また、公営企業の脱炭素化の取組についても、地方負担額の1/2について一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置が創設される。

また、豪雨・台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発し、激甚化・広域化する中で、消防・防災力の一層の強化として、「緊急防災・減災事業費」の対象事業が拡充される。消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受入れ施設等の整備（一部は昨年度から適用）、連携・協力によるはしご自動車等の整備に適用される。緊急防災・減災事業費は、2021年度～25年度を事業期間とし、本年度の事業費は5,000億円。公共・公用施設の防災機能強化・耐震化、避難所の環境改善・感染症対策等を実施するもので、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置率70%である。

公立病院経営強化の推進としては、医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、地方団体が、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化に取り組めるよう地方財政措置を拡充・延長する。本年度中に策定予定の「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、地方団体がガイドラインを踏まえて「公立病院経営強化プラン」を策定する。この方向で公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長する。機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長、医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充、継続事業として専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同

図表2 2022（令和4）年度地方財政収支見通しの概要

通常収支分		(単位：兆円、%)			
区 分	2022年度 A	2021年度 B	増減額 C = A - B	増減率 C / B	
歳 入	地方税	41.2	38.3	3.0	7.7
	(猶予特例分除き)	41.2	38.1	3.2	8.3
	地方譲与税	2.6	1.8	0.8	40.7
	(猶予特例分除き)	2.6	1.8	0.8	42.6
	地方特例交付金等	0.2	0.4	▲0.1	▲36.6
	地方交付税	18.1	17.4	0.6	3.5
	国庫支出金	14.9	14.8	0.1	0.7
	地方債	7.6	11.2	▲3.6	▲32.3
	臨時財政対策債	1.8	5.5	▲3.7	-67.5
	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	0.1	1.1
	その他	6.0	5.9	0.1	1.6
	計	90.6	89.8	0.8	0.9
	一般財源	63.9	63.4	0.5	0.8
	(猶予特例分除き)	63.9	63.1	0.7	1.1
(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.0	62.2	▲0.2	▲0.3	
(猶予特例分除き)	62.0	62.0	0.0	0.0	
歳 出	給与関係経費	20.0	20.2	▲0.2	▲1.0
	一般行政経費	41.4	40.9	0.6	1.4
	うち補助	23.5	22.9	0.5	2.2
	うち単独	14.9	14.8	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0
	公債費	11.4	11.8	▲0.3	▲3.0
	(猶予特例分除き)	11.4	11.6	▲0.1	▲1.2
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.4
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	11.9	0.0	0.3
	直轄・補助	5.7	5.7	▲0.1	▲1.1
	単独	6.3	6.2	0.1	1.5
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.6	0.5	0.1	20.8
	うち緊急自然災害防止対策推進事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.4	2.4	▲0.0	▲0.5
	水準超経費	1.9	1.2	0.7	60.9
	計	90.6	89.8	0.8	0.9

(注) ※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。
 ※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
 (出所) 総務省「地方財政対策のポイント」

事業)、地方財政措置見直しとして、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げ(30%)の継続、地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ(36万円/㎡→40万円/㎡)がある。

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会中間とりまとめ」(R3.12.10公表)では、都道府県の役割の強化があげられている。特に、機能分化・連携強化については、医療資源が比較的充実した都道府県立病院が中小規模の公立病院との連携・支援を強化していく枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提案していくことが重要とされる。

また、下水道事業の広域化・共同化のため、都道府県において2022年度末までに広域化・共同化計画を策定する。同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進めるため、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同下水道事業内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加する。公共下水道同士の統合に比して、流域下水道への統合に要する経費がかかり増しとなる実態を踏まえ、流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、繰出基準を1割引上げることになる。

また、地方団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、2015年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について本年度も引き続き1兆円を確保している。地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体

的に取り組む「地域社会再生事業費」について、本年度も、引き続き4,200億円を計上している。保健所の恒常的な人身体制を強化すべく、保健所において感染症対応業務に従事する保健師がコロナ禍前の1.5倍となるよう、2年間で約900名(令和2年度:約1,800名⇒令和3年度:約2,250名⇒令和4年度:約2,700名)増員予算が計上される。

財源確保への関心を

地方財政計画でみた地方税が2010年度32.5兆円から41.2兆円へと伸び、地方財政の財源不足が2010年度18.2兆円から2.6兆円まで減少したことを考えれば地方財政が健全化してきたようにみえるが、消費税増税に伴う地方消費税の増税効果、とくにここ2年は大量の国債発行による国の補正予算効果によるものが大きい。また、全国的に危機が広がっているとはいえ、「復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保」とされる東日本大震災分の地方財政収支が減少していることは、懸念すべき状況にある。

コロナ禍にあつて経済効果を目指したオリ・パラ、Gotoトラベル・イート、すっかり定着してしまったふるさと納税。危機の中で意味不明な景気対策や減税継続は、短期的な効果は見込めても長期的には国・地方の財政危機要因となる。外形標準課税や収入金額課税等を含む地方税を体系的に見直す必要がある。

(ほしの いずみ)

